

ID: 1009

担当部署: 市民部 環境生活課 環境・生活安全係

<p>処分の概要</p>	<p>ねずみ族、昆虫等の駆除の実費徴収</p>		
<p>法令名 根拠条項</p>	<p>感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第63条第2項</p>		
<p>法令番号</p>	<p>平成10年法律第114号</p>		
<p>【基準】 法第63条第2項の規定による。 (費用の徴収) 第63条 2 市町村長は、第28条第2項の規定により、当該職員に一類感染症、二類感染症、三類感染症又は四類感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがあるねずみ族、昆虫等を駆除させた場合(第50条第1項の規定により実施された場合を含む。)は、当該ねずみ族、昆虫等が存在する区域の管理をする者又はその代理をする者からねずみ族、昆虫等の駆除に要した実費を徴収することができる。</p>			
<p>備考</p>			
<p>設定年月日</p>	<p>平成 28 年 7 月 1 日</p>	<p>最終変更年月日</p>	<p>平成 30 年 6 月 15 日</p>